

令和元年度 長柄町内通学路の要対策箇所一覧 〈新規事業分〉

③【対策前】



区画線の引き直し等

【対策後】



(コメント)

- ① 区画線が引き直しされ、交差点の安全性が確保された。
- ② ラバーポールが設置され、交差点の安全性が確保された。
- ③ 防犯灯を設置し、交差点の安全性が確保された。

⑤【対策後】



注意喚起看板設置

【対策後】



(コメント)

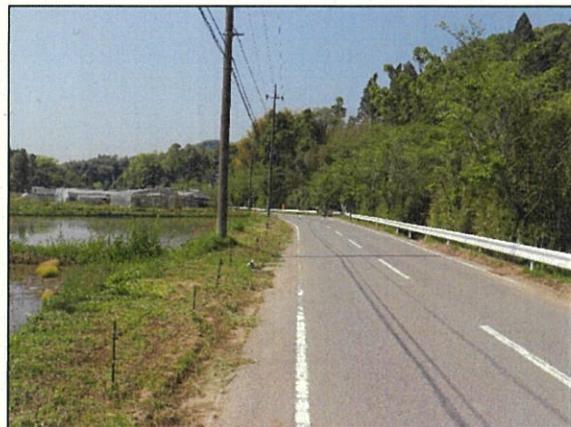
- ・ 変則の交差点で横断歩道もあるが、車両がスピードを落とさないため、注意喚起看板を設置し、横断歩道がある旨周知啓発をした。

⑥【対策前】

側溝の依頼



【対策後】



(コメント)

- ① 路肩にあった土砂等は、道路管理者により撤去され、児童が歩くスペースは確保された。
- ② 路側にあるU字溝の蓋が、農業用の利水目的に時折開いている状況にあり、危険が生じる。U字溝の蓋の開け閉めを地元の方へ注意喚起をした。

⑦【対策前】



①ガードレール設置

【対策後】



【対策前】



②欄干の整備

【対策後】



(コメント)

- ・①、②ともに転落防止を充実させるため、ガードレールの設置により、安全性を確保した。

⑧ 【対策後】



(コメント)

- ・防犯灯を増設し、夜間の安全性が確保された。

⑨ 【対策前】

道路の整備

【対策後】



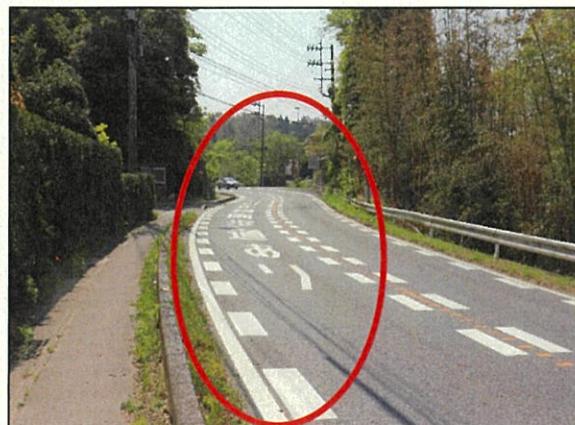
(コメント)

- ・梅の木荘脇の車道や歩道に舗装面の凹みや土砂の堆積があり、水たまりとなっていたため、土砂撤去を実施した。当面、経過観察としたい。

⑪ 【対策前】



減速を促す路面標示修正等 【対策後】



(コメント)

- ・児童生徒の横断に関する注意喚起として
- ①路面表示の引き直し、②外側線の引き直しを実施した。
- ③、④の歩道の整備やラバーポールの設置については、延長が長いため継続的に実施できるように県に要望している。

令和元年度 長柄町内通学路の要対策箇所一覧〈継続事業分〉

⑥【対策前】

注意喚起看板設置等

【対策後】



(コメント)

- ① 注意喚起看板を設置し、通過車両に自粛を促すこととした。
- ② 車両交通規則等は困難であるため、刑部バイパス事業の完了とともに通過車両が減少すると期待する。

⑦【対策前】

転落防止柵修繕等

【対策後】



(コメント)

- ① 歩道内の除草等は、自治会や土地の所有者へ依頼し定期的に対応していただこうとお願いした。
- ② 破損していた転落防止柵の修繕は完了し、子供たちの安全性が確保された。
- ③ 子供たちの安全性の確保から、車道と歩道の間にガードレールの設置を依頼しているが、設置延長があるため、継続事業として進められるように協議をしている。

⑪【対策前】

歩道橋の撤去

【対策後】



(コメント)

- 昭和45年に設置された歩道橋の老朽化に伴い、撤去することとなった。
- 登校に歩道橋を使用していた児童生徒は、迂回し、信号機を利用することとなり、安全性が確保された。

⑮【対策前】

注意喚起看板設置等

【対策後】



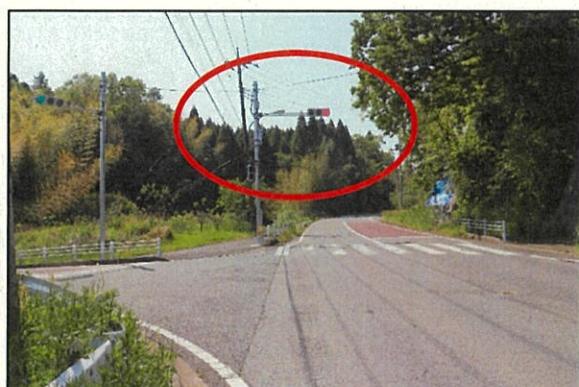
(コメント)

- 抜け道として使われているこの路線は、スピードを出す車が多いため、注意喚起看板を設置し、改善を促した。 (H29)
- 車両のスピード減少を促すため、路面減速看板を設置した。 (H30)
- 歩道の無い路線であるため、車道にグリーンベルトなどを設置し、子供たちの安全性を確保したい。

⑯【対策前】

信号機の設置等

【対策後】



(コメント)

- ① 交差点を利用する児童生徒が、自ら注意喚起ができるように横断旗の設置をした。
(H29)
- ② 県道部を通過する車輌に交差点があることを促すため、滑り止め舗装を行った。
(H30)
- ③ リブ付きセンターラインの設置について要望があったが、交差点に信号機が新設されたことや安全性が確保されたことにより、本箇所は完了となる。 (H30)
- ④ 県道歩道部の除草については、県が毎年定期的に実施している。